

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」の一部改正について

令和4年3月31日

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P4	第1 1号特定技能外国人支援計画の基準等 3つ目	特定技能所属機関は、契約により他の者に1号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施を委託することができます。このうち、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保の基準に適合するものとみなされますが、この場合以外は、特定技能所属機関が自ら1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保の基準に適合することが求められます。	特定技能所属機関は、契約により他の者に1号特定技能外国人支援の全部又は後記の第2(9)を除く一部の実施を委託することができます。このうち、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保の基準に適合するものとみなされますが、この場合以外は、特定技能所属機関が自ら1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保の基準に適合することが求められます。
2	P11	第2 (1)事前ガイダンスの提供	事前ガイダンスは、1号特定技能外国人が十分に理解できるまで行う必要があり、個別の事情によりますが、事前ガイダンスで情報提供する事項	事前ガイダンスは、1号特定技能外国人が十分に理解できるまで行う必要があり、個別の事情によりますが、事前ガイダンスで情報提供する事項

		【留意事項】 10つ目	を十分に理解するためには、3時間程度行うことが必要と考えられます。また、技能実習生等を同一機関で引き続き特定技能外国人として雇用するような場合であっても、1号特定技能外国人に従事させる業務の内容、報酬の額その他の労働条件など必要な情報について十分に理解させる必要があります。なお、1時間に満たないような場合は、事前ガイダンスを適切に行ったとはいえません。	を十分に理解するためには、3時間程度行うことが必要と考えられます。また、技能実習生等を同一機関で引き続き特定技能外国人として雇用するような場合であっても、1号特定技能外国人に従事させる業務の内容、報酬の額その他の労働条件など必要な情報について十分に理解させる必要があります。なお、 このような場合、1号特定技能外国人支援計画上の実施予定時間よりも短時間で終わることが想定されますが 、1時間に満たないような場合は、事前ガイダンスを適切に行ったとはいえません。
3	P11	11つ目	(新規)	1号特定技能外国人が転職等に伴い特定技能1号(異なる特定技能所属機関等)へ変更した場合も事前ガイダンスを実施する必要があります。
4	P13	(3)適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援 (3-1)適切な住居の確保に係る支援 (義務的支援) 1つ目	1号特定技能外国人が住居を確保していない場合の支援として、次のいずれかによる方法で、かつ、1号特定技能外国人の希望に基づき支援を行うことが求められます。なお、当該支援については、受入れ後に当該外国人が転居する場合にも行うことが求められます。	1号特定技能外国人が住居を確保していない場合の支援として、次のいずれかによる方法で、かつ、1号特定技能外国人の希望に基づき支援を行うことが求められます。なお、当該支援については、 当該外国人が現住居から通勤することが困難となるような配置換え等特段の事情がないにもかかわらず、自らの都合により転居する場合を除いて、受入れ後に当該外国人が転居する場合にも行うことが求められます。
5	P14	【留意事項】 5つ目	○ の場合は、敷金、礼金等については、1号特定技能外国人において負担するものであり、特定技能所属機関において負担することを求めるものではありませんが、本人の希望や近隣賃貸物件の	○ の場合は、敷金、礼金等については、1号特定技能外国人において負担するものであり、特定技能所属機関において負担することを求めるものではありませんが、本人の希望や近隣賃貸物件の

			<p>敷金等の相場、報酬額等を踏まえ、適切な住居を確保することができるように支援することになります。なお、特定技能所属機関等において敷金、礼金等を任意に全額負担することや、別途1号特定技能外国人と負担割合を合意して一部負担することなどは妨げられません。なお、家賃債務保証業者を利用した場合には、保証料は特定技能所属機関等が負担する必要があります。</p>	<p>敷金等の相場、報酬額等を踏まえ、適切な住居を確保することができるように支援することになります。なお、特定技能所属機関等において敷金、礼金等を任意に全額負担することや、別途1号特定技能外国人と負担割合を合意して一部負担することなどは妨げられませんが、家賃債務保証業者を利用した場合には、保証料は特定技能所属機関等が負担する必要があります。</p>
6	P17	<p>(4)生活オリエンテーションの実施 【留意事項】 3つ目</p>	<p>○ 生活オリエンテーションで情報提供する際の参考として、法務省ホームページ内にある外国人の安全・安心のために必要な基礎的情報が掲載された外国人生活支援ポータルサイト (http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00047.html)や生活・就労ガイドブックを参照してください。</p>	<p>○ 生活オリエンテーションで情報提供する際の参考として、出入国在留管理庁ホームページ内にある外国人の安全・安心のために必要な基礎的情報が掲載された外国人生活支援ポータルサイト (https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html)や生活・就労ガイドブックを参照してください。</p>
7	P17	○5つ目	(新規)	<p>1号特定技能外国人が転職等に伴い特定技能1号(異なる特定技能所属機関等)へ変更した場合も生活オリエンテーションを実施する必要があります。</p>
8	P25	<p>(5)日本語学習の機会の提供 【留意事項】 4つ目</p>	<p>日本語学習教材の提供等の一例として、文化庁国語課の運営する日本語教育コンテンツ共有システム(http://www.nihongo-ews.jp/)を参照してください。</p> <p>なお、文化庁事業により開発されているインターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)は、2020年4月から順次上記ウェブサイトに掲載予定です。</p>	<p>日本語学習教材の提供等の一例として、文化庁国語課の運営する日本語教育コンテンツ共有システム(https://www.nihongo-ews.bunka.go.jp/)を参照してください。</p> <p>文化庁事業により開発されているインターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)は、上記ウェブサイトに掲載されています。</p>

9	P26-P27	(6)相談又は苦情への対応 【留意事項】 6つ目、7つ目	(新規)	<p>特定技能所属機関等は、必要に応じ、1号特定技能外国人の通院や入院等の際に同行して必要な手続の補助を行わなければなりません。なお、その際に発生する支援担当者の交通費や日当などの補助に必要な経費は、特定技能所属機関等が負担しなければなりません。</p> <p>1号特定技能外国人が行う各種申請の相談の対応において、特定技能所属機関等が申請書類の作成を補助する場合、当該外国人が相談内容によらず独自の判断で行うものは除き、特定技能所属機関等の案内に基づき申請時の同行に代えて申請取次を利用するときの費用については、特定技能所属機関等が負担する必要があります。</p>
10	P29-P30	(9)定期的な面談の実施、行政機関への通報 【義務的支援】 7つ目	(新規)	<p>定期的な面談の実施については、支援責任者又は支援担当者が実施する必要があるため、特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合を除き、第三者への委託は認められません。なお、この場合であっても、法律等のアドバイスを行う専門家や通訳人等を履行補助として委託して同席させることはできます。</p>